

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 6 日

一般社団法人 日本美容外科学会（JSAS） 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業又は病院若しくは
診療所に関する広告の取扱いについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）あてに送付いたしました。この点、ご了知のうえ、傘下会員に対する周知方よろしくご配慮願います。